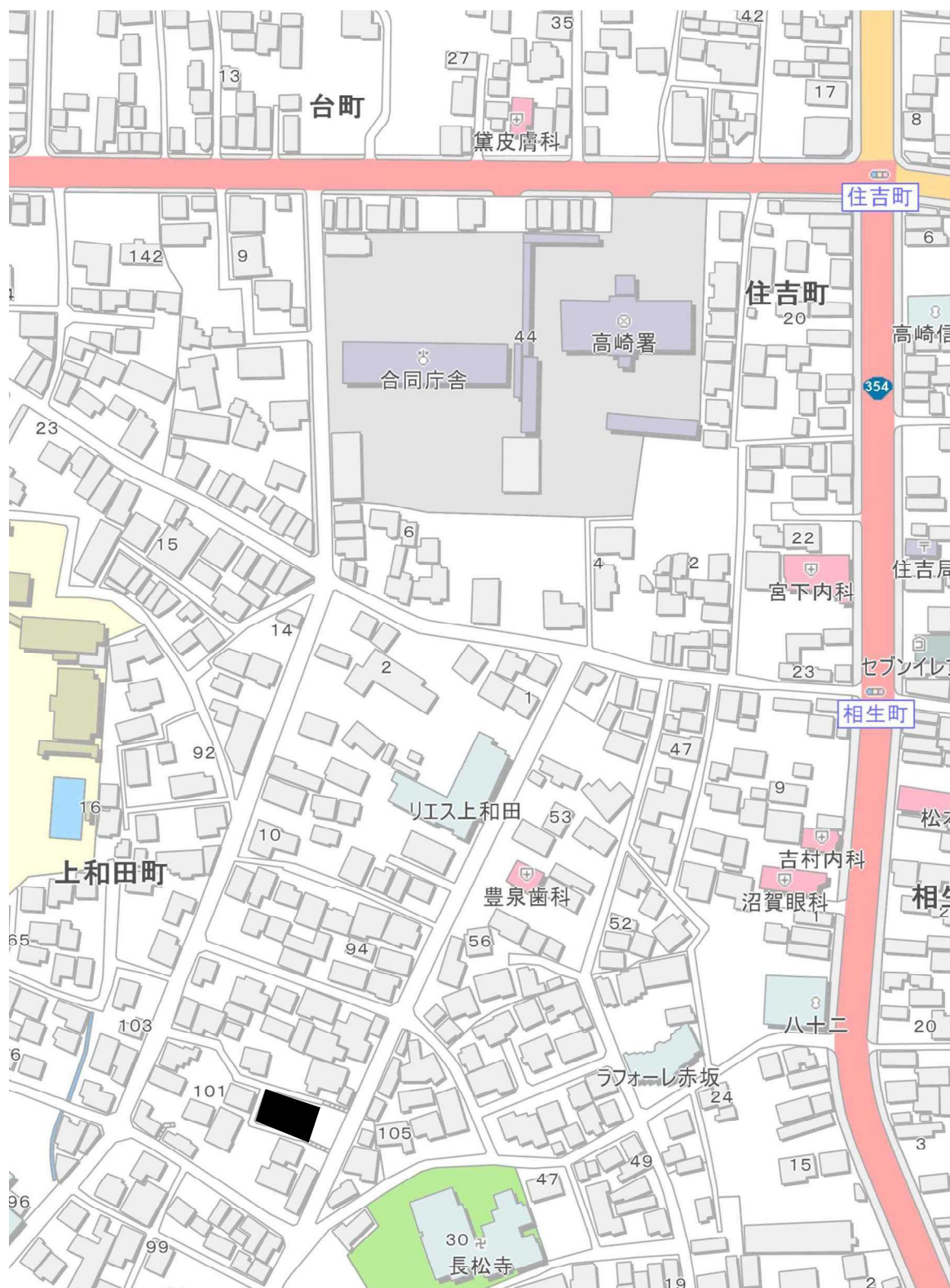


物 件 概 要

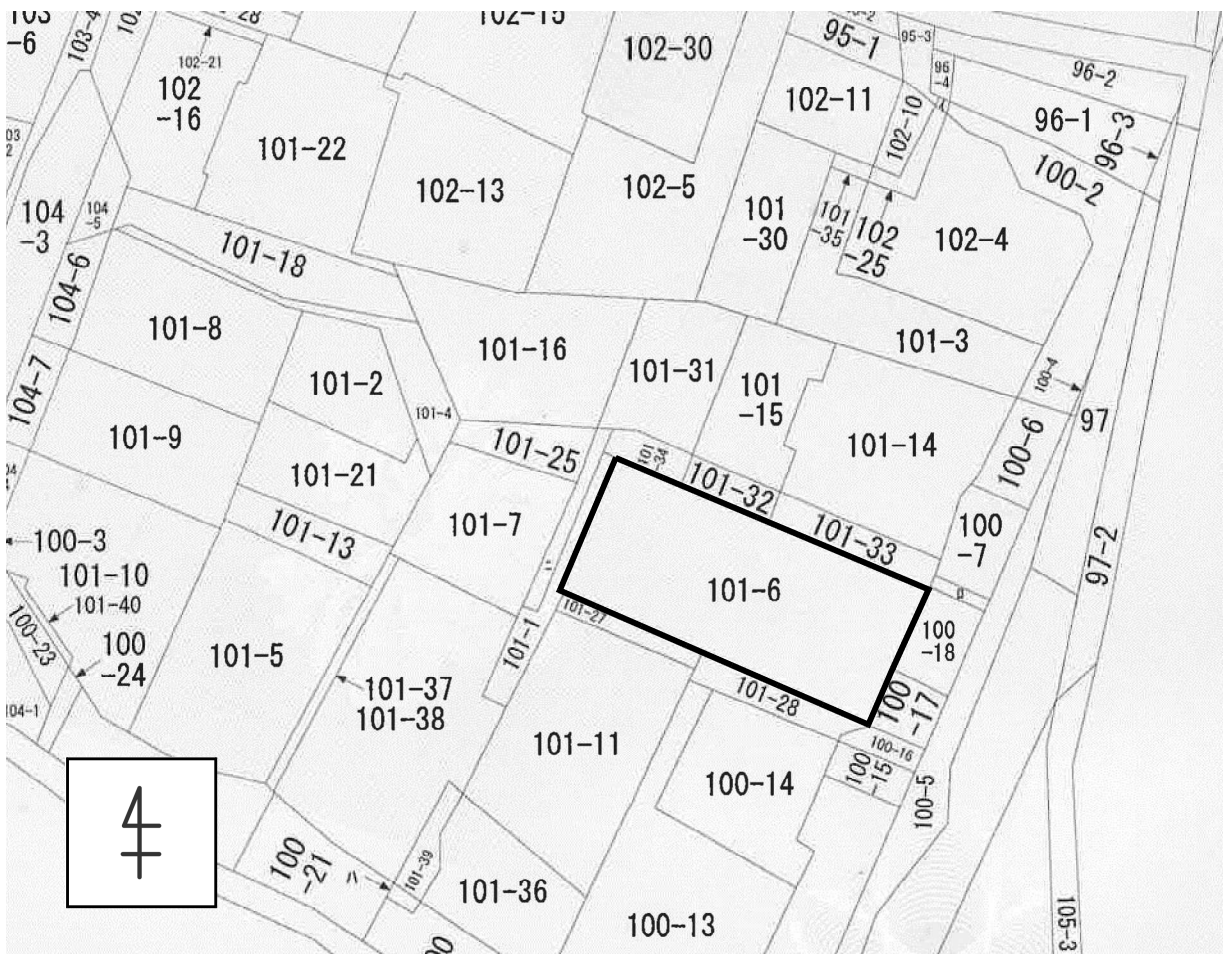
物件番号	1
------	---

所 在 地		高崎市上和田町１０１番６				
住居表示		なし				
地 積	公簿	４０４．１６ ㎡（約１２２坪）		地 目	宅地	
	実測	－		形 状	長方形	
登記簿記載事項		甲区（所有権）	所有者 群 馬 県	乙区（所有権以外の権利）	無	
接面道路	幅員、種別等	西側 未舗装私道（建築基準法不該当道路） 北側 未舗装私道（建築基準法不該当道路） 南側 未舗装私道（建築基準法不該当道路） ※これら私道について、県は持ち分を所有していない				
	対象地との高低差	等高		建築基準法42条2項 による道路後退の必要性	－	
私道の負担		負担の有無	無	負担の内容	－	
法令に基づく制限概要	都市計画	市街化区域		用途地域	第１種住居地域	
	防火地域	－		その他の地域地区	－	
	建ぺい率	指定 ６０ ％		容 積 率	指定 ２００ ％	
	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地等）		埋蔵文化財包蔵地（並榎２３遺跡）			
	その他特記事項	・ 景観計画区域 ・ 駐車場附置義務条例の周辺地区				
	注）建ぺい率と容積率の「指定」とは、都市計画で指定された率という意味です。 各制限内容の詳細等については、関係市町村の建築確認担当課等関係各機関に御確認下さい。					
供給処理施設の状況	区 分	状 況	管 径	関係事業所等	電話番号	
	電 気	可		東京電力エナジーパートナー(株) 加タマセンター群馬	0120-99-5221	
	都市ガス	可	要引込工事	東京ガス(株)群馬支社	027-326-1327	
	上水道	可	引込済 加入金負担済	13mm	高崎市水道局料金課	027-321-1285
	下水道	可	要接続工事 分担金負担済		高崎市下水道局維持管理課	027-321-1290
	注）引込費用等詳細については、上記関係事業所等にお問い合わせ下さい。					
交通機関 (直線距離)	バ ス	・ 相生町バス停 ・ 本町一丁目バス停		東へ約250m		
	鉄 道	信越本線 北高崎駅		北へ約900m		
公共施設 (直線距離)	市役所 役 場	高崎市役所		南へ約1.1km		
	小学校	高崎市立中央小学校		南へ約350m		
	中学校	高崎市立第一中学校		北西へ約200m		

そ の 他 参考事項	・ 現状は更地ですが、昭和61年まで県の公舎が建っていた土地です。 ・ 周囲に県有のものと思われるブロック塀等の工作物がありますが、これらを含み、現状有姿にて引き渡します。 ・ 地積測量、境界確定は未実施です。公簿面積での引き渡しとさせていただきます。 ・ 敷地内に上空架線があります。移動等については直接事業者へお問合せください。 ・ 東側隣地とは高低差（県有地側が高い）があり、擁壁が設置してありますが、構造計算書等はありません。 ・ 引き渡し後に、ブロック塀の越境など境界に係る争いが確認されても、県は一切の責任を負いません。購入者の責任で解決してください。 ・ 敷地にいたる道路及び敷地に接する道路は、公道ではなく私道です。県はこれら私道の持ち分を所有していません。 ・ 建築基準法上の道路に接していないため、原則、敷地内に建築物を建てることはできません。また、建築基準法第43条2項2号の許可の適否については、高崎市役所建築指導課と十分な事前相談や確認をしてください。 ・ 東京ガス(株)の供給エリア内です。ガス管引込み等の費用については、直接東京ガスへお問合せください。 ・ 上水道は、過去に13mmのメーター器が設置されていた（現時点で撤去済）ことは確認できましたが、引込管位置及び引込管径ともに不明です。また、引込管は老朽化等の理由で使用できない可能性があり、引込み直す場合は、私道所有者の承諾が必要になる可能性があります。なお、13mmの加入金は負担済とのことです。 ・ 下水道も、過去に利用されていたようですが、下水本管に直接接続できないため、隣地の私設管に接続されていたようです。今後利用する場合も、隣地所有者の承諾を得た上で、私設管に接続させてもらう必要があります。なお、承諾が得られなかった場合は、敷地内に浄化槽を設置し、排水を浸透マスで宅内処理するなどの方法が考えられます。なお、分担金については納付済とのことです。 ・ 地盤調査、地下埋設物の調査は行っておりません。 ・ 申込みに当たっては、必ず現地を御確認ください。
-----------------------	--



「群馬県統合型GIS」の案内地図を加工して作成

物件番号	1	公 図	縮尺=1／600
			
物件番号	1	(以下余白)	